

議案第 36 号

令和 2 年度川崎市卸売市場事業特別会計予算

令和 2 年度川崎市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,315,977 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 2 年 2 月 17 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		805,905 ^{千円}
	1 使 用 料	805,904
	2 手 数 料	1
2 財 産 収 入		31,775
	1 財 産 売 払 収 入	2
	2 財 産 貸 付 収 入	31,773
3 繰 入 金		380,391
	1 繰 入 金	380,391
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		270,905
	1 延滞金及び加算金	1
	2 雑 入	270,904
6 市 債		827,000
	1 市 債	827,000
歳 入 合 計		2,315,977

歳 出

款	項	金 額
1 卸 売 市 場 事 業 費		1,911,356 ^{千円}
	1 運 営 費	982,279
	2 施 設 整 備 費	929,077
2 公 債 費		399,621
	1 公 債 費	399,621
3 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		2,315,977

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
北部市場水産棟屋上防水改修事業費	令和3年度	164,069

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
北部市場 施設整備事業	千円 647,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以 内	借入れの日から30カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
南部市場 施設整備事業	180,000			
合 計	827,000			